

令和4年8月18日 定例記者懇談会 発表

## 中部運輸局自動車交通部

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
藪田、細川、福井 TEL 052-952-8082《速報》乗合バス事業者に対する集中監査について  
～ 20事業者のうち、9事業者に法令違反を確認 ～

中部運輸局では、令和4年7月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を行い、その速報結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

## 記

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反項目												
			重点監査項目						その他						
			拘束時間	運転時間	健康診断	適性診断	運転者の指導監督	車両点検・整備	点呼不適切	点呼簿	運転基準図	乗務記録	運行管理者の指導・監督	報告未提出等 ※1	運行計画等確保
愛知	5	2				1	3			1	1	1		3	2
静岡	4	3		1	1	1	2			3	2			2	
岐阜	4	1			1	1								1	
三重	3	1												1	
福井	4	2							1	1			1		1
計	20	9	0	1	2	3	5	0	1	5	3	1	1	7	3
令和元年度	28	8													
平成30年度	29	12	※令和2年度、3年度はコロナ禍により中止												

※1：事業報告書、輸送実績報告書未提出、運行管理者の選任解任未届出等

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年6月15日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、片岡

Tel 052-952-8038

## 乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

今年度は、7月を乗合バス事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）の集中監査月間とし、事故の未然防止を目的に「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

## ＜重点監査項目＞

- （1）運転者の勤務時間、乗務時間の設定及び適正な勤務態度の確保
- （2）健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導
- （3）車両の点検及び整備の実施

## ＜その他調査項目＞

- （1）新型コロナウイルス感染防止対策の取組状況
- （2）異常気象時等の措置